

添 付 資 料

- ① 障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について
- ② 地域小規模児童養護施設の設置運営について
- ③ 児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について
- ④ 養育単位の小規模化を一層すすめるために
～養育単位の小規模化プロジェクト・提言～

障発第0223003号

平成19年2月23日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市長
中核市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について

標記については、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」（平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知）をもって通知され、本年10月1日より実施することとされたが、この経費の適切な運用を図るため、今般別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内障害児施設に対し周知徹底の上、格段のご指導を願いたい。

なお、この通知は平成18年10月1日から適用し、「障害児施設における施設機能強化推進費について」（平成9年10月17日付障第156号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）及び「知的障害児自活訓練事業（施設機能強化推進費）の実施について」（平成15年10月16日障発第1016001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）は平成18年9月30日をもって廃止する。

なお、平成18年9月30日以前に行われた施設機能強化推進費の支弁及び知的障害児自活訓練事業に係る取扱いについては、なお従前の例による。

(別紙)

知的障害児自活訓練事業加算費実施要綱

第1 事業の趣旨及び実施上の留意事項

1. 趣旨について

知的障害児自活訓練事業（以下、「本事業」という。）は、知的障害児施設（自閉症児施設を含む。以下同じ。）の措置児童等に対し、地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、地域生活への円滑な移行を図るものであるので、この趣旨が生かされるよう格段の配慮を願いたいこと。

2. 対象となる措置児童等について

（１）知的障害児施設の措置児童等であって、６か月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であると認められるものであること。

（２）自活訓練の実施時期については、養護学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。

3. 居住場所及び設備について

（１）居住の場所については、本事業実施施設と同一敷地内にあり、かつ、独立した建物であって、通常の家庭生活に必要な設備を有すること。

なお、同一敷地内に居住の場所を確保できない場合にあっては、本事業実施施設に隣接した借家等も利用できるものであるが、緊急時において迅速に対応できる範囲内とすること。

（２）居住の場所については、原則として個室とするが、協調性の育成など訓練上の必要がある場合には２人部屋とすることも差し支えないこと。

4. 訓練期間について

訓練期間は措置児童等１人につき６か月間を限度とするが、さらに継続して訓練を行う必要があると認められる場合にあっては６か月を限度として延長ができること。

5. 事業の実施について

（１）本事業の全般についての実務上の責任者を配置し、あらかじめ６か月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

（２）自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、対象となる措置児童等の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて自活訓練計画の見直しを行うこと。

（３）自活訓練計画の作成又は見直しに当たっては、対象となる措置児童等及びその保護者に対し、当該自活訓練計画の見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

（４）個人ごとの訓練記録を作成すること。

（５）対象となる措置児童等の退所後の住居の確保に努めること。

（６）対象となる措置児童等の家族、事業主、養護学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、退所後円滑に就労できるように努めること。

6. その他の留意事項について

- (1) 本事業の実施に当たっては、本体施設の措置児童等の処遇低下にならないよう職員（非常勤職員等）を採用する等の所要の措置を講ずること。
- (2) 過去２年間に本事業を実施した施設にあっては、当該期間中に自活訓練を受けた措置児童等のうち、１人以上が退所していること。

第２ 対象施設及び加算の方法

１．対象施設

本事業の対象となる施設は、知的障害児施設（自閉症児施設を含む。以下同じ。）とする。

２．事業の内容

知的障害児施設の施設長の意見に基づき、６か月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた措置児童等に対し、第１に定めるところにより自活に必要な訓練を行う。

３．加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式１を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

４．加算分保護単価

設定の要件	１人当たり月額
(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練を行うための独立した建物を確保している場合	92,300 円
(2) 自活訓練を行うための居室を、一般の居住棟と同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等で自活訓練を行う場合	122,810 円

第３ 報告等

- １．本事業の経理は、昭和５１年１月３１日社施第２５号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。）ものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿などを設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。
- ２．本事業を実施した施設は、毎年４月末日までに別紙様式１及び別紙様式２を参考とした事業実績報告書及び知的障害児自活訓練事業実施報告書を都道府県知事に提出すること。
- ３．都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。
- ４．都道府県知事は、知的障害児自活訓練事業実施報告書の写しを翌年の７月末日までに本職あて提出すること。

5. 従来から行われていた国への協議については廃止し、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において本事業を行う場合に加算を認定できるものとする。

【改正後全文】

児 発 第 4 8 9 号

平成 1 2 年 5 月 1 日

[一部改正] 平成13年3月30日 雇 児 発 第 1 9 1 号

[一部改正] 平成17年3月31日 雇児発第0331005号

[一部改正] 平成18年4月3日 雇児発第0403003号

[一部改正] 平成20年6月27日 雇児発第0627004号

[一部改正] 平成23年3月30日 雇 児 発 0330第3号

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

地域小規模児童養護施設の設置運営について

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成 1 2 年 1 0 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

地域小規模児童養護施設設置運営要綱

1. 目 的

地域小規模児童養護施設（児童養護施設における本体施設の分園（グループホーム）のうち、この要綱に定める基準に適合するものとして都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2. 運営主体

地域小規模児童養護施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であつて、すでに本体施設を運営しているものとする。

3. 対象となる子ども

地域小規模児童養護施設の対象となる子どもは、児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切なものとする。

4. 定員等

地域小規模児童養護施設の定員は、本体施設とは別に6人とし、常に現員5人を下回らないようにすること（ただし、指定の直後はこの限りでない。）。

また、地域小規模児童養護施設は本体施設に対する分園としての位置付けであることから、施設の認可定員は、本体施設の定員と地域小規模児童養護施設を含む分園（グループホーム）の定員を合算したものであること。なお、本体施設及び地域小規模児童養護施設を除く分園（グループホーム）の措置費の算定に当たっては、地域小規模児童養護施設の定員は含まずに算定すること。

5. 設備等

- (1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- (2) 個々の入所している子どもの居室の床面積は、一人当たり4.95㎡以上（幼児については3.3㎡以上）とすること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。
なお、原則として、一居室当たり2人までとすること。
- (3) 居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

6. 職 員

- (1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと。
- (2) 必要に応じ、その他の職員（非常勤可）を置くこと。

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 地域小規模児童養護施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。
- (2) 施設の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、学校及び入所している子どもの家庭等と密接に連携をとり、入所している子どもに対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (3) 特に、地域における近隣関係については、子どもは地域において育成されるという観点に立ち、積極的に良好な関係を築くよう努めること。
- (4) 本体施設から地域小規模児童養護施設に移行する子ども及びその保護者に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。

8. 経 費

地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、地域小規模児童養護施設を新たに指定し、又は指定を取り消したときは、別添様式2により遅滞なく同課長まで報告すること。

- (1) 本体施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 同一施設において、地域小規模児童養護施設と児童養護施設分園型自活訓練事業を同時に指定することは認められないこと。
- (3) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 ㊟
児童相談所設置市

平成 年度地域小規模児童養護施設実施状況について

標記について、平成 12 年 5 月 1 日児発第 489 号厚生省児童家庭局長通知の「9. 対象施設等」に基づき報告する。

1. 平成 年度地域小規模児童養護施設実施状況

所管児童養護施設数	地域小規模児童養護施設の 指定を受けた児童養護施設 の数	地域小規模児童養護施設 指定数

2. 平成 年度地域小規模児童養護施設実施施設一覧・・・・・・・・・・別紙

別紙

平成 年度地域小規模児童養護施設実施施設一覧

(都道府県市名：)

[illegible]

別添様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度地域小規模児童養護施設の指定及び指定の取消しについて

標記について、平成 12 年 5 月 1 日児発第 489 号厚生省児童家庭局長通知の「9. 対象施設等」に基づき報告する。

1. 新たに指定した地域小規模児童養護施設

地域小規模児童養護施設の指定を受けた児童養護施設の名称	経営主体	地域小規模児童養護施設指定数	地域小規模児童養護施設指定年月日

2. 指定を取り消した地域小規模児童養護施設

地域小規模児童養護施設の指定を取り消された児童養護施設の名称	経営主体	地域小規模児童養護施設指定取消年月日	指定取消事由

【改正後全文】

雇児発第0330008号
平成17年3月30日

【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号
【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号
【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号
【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号

都道府県知事
各指定都市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケア（養育）には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされている。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙1から4の通り、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙 1)

児童養護施設における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として 6 人以上 8 人以下とする。

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 入所している子どもの居室の床面積は、1 人当たり 4.95 m²以上（幼児については 3.3 m²以上）であること。ただし、平成 22 年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士 1 名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を 1 名加配することができる。（平成 22 年度において管理宿直等職員の加配を行った定員 41 人以上の施設については、なお従前のとおり 3 か年を限度として加配することができる。）

- ① 定員 40 人以下の施設
- ② 3 か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (2) 児童養護施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支え

ないものとする。

- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1 本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
 - ウ 本体施設の定員を45人以下とする。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) (3)の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のおり指定することができるものであること。
- (5) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室がないもの。
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの。

- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの。
 - ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。
 - ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人を下回っているもの
- （6）指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(別紙2)

乳児院における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

乳児院において、小規模なグループによるケア（養育）を行う体制を整備することにより、乳児院のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

乳児院において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として4人以上6人以下とする。

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて、寝室及びほふく室並びに対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 寝室の床面積は、1人当たり2.47㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。（平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。）

- ① 定員20人以下の施設
- ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (2) 乳児院の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。
- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、施

設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、（3）による指定をしたときは、（3）①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- （1）当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- （2）1 本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- （3）（2）の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
 - ウ 本体施設の定員を35人以下とする。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- （4）次の場合には認められないこと。
 - ① 寝室及びほふく室がないもの。
 - ② 寝室及びほふく室はあるが、対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備が欠けているもの。
 - ③ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。
 - ④ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が3人を下回っているもの
- （5）指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(別紙 3)

情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、情緒障害児短期治療施設の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1人を加配し、他の職員と連携して行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。)

- ① 定員40人以下の施設
- ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (2) 情緒障害児短期治療施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。

- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1 本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2)の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
- ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
- ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
- イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
- ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
- ① 居室がないもの。
- ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの。
- ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの。
- ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。
- ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの

- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

(別紙 4)

児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することにより、児童自立支援施設の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. 対象となる子ども

小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とする。

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童自立支援専門員又は児童生活支援員1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。)

- ① 定員40人以下の施設。
- ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設

7. 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グループによるケアの位置づけを明確にすること。
- (2) 児童自立支援施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。

- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、入所している子どもにも説明を行うなど、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経 費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）民生主管部（局）長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1 本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ ファミリーホーム（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するとともに、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室がないもの。
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの。
 - ③ 居室・居間（食堂）はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの。
 - ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備（親子生活訓練室等）を転用するもの。
 - ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの。

- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がなく、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 ㊞
児童相談所設置市

平成 年度 小規模グループケア実施状況について

標記について、平成 17 年 3 月 30 日雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙 1 から別紙 4 までに定める「9 施設の指定等」に基づき報告する。

1. 平成 年度末 小規模グループケア実施状況

施設種別	所管施設数	小規模グループ 実施施設数	指定グループ 数
乳児院			
児童養護施設			
情緒障害児短期治療施設			
児童自立支援施設			

2. 平成 年度末 小規模グループケア実施施設一覧・・・別紙

(都道府県市名：)

[illegible]

– 238 –

別添様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 ⑩
児童相談所設置市

1 施設 3 か所以上に係る小規模グループケアの新規指定について

標記について、平成 17 年 3 月 30 日雇児発第 0330008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の別紙 1 から別紙 4 までに定める「9 施設の指定等」に基づき、次のとおり報告する。

1 施設 3 か所以上に係る小規模グループケアの新規指定施設

施設種別	実施施設名	経営主体	指定グループ数	指定年月日

※小規模化、地域分散化等に関する計画書を添付すること。